

IV 自動車系共済金請求関係

【事案Ⅱ－1】死亡共済金請求

- ・ 平成 26 年 4 月 10 日 打ち切り

<事案の概要>

自動車運転中に自損事故を起こし死亡したことに基づき共済金を請求したところ、共済団体が交通事故と死亡との因果関係が認められない等の理由により、交通災害共済および自動車共済の自損事故条項・搭乗者傷害条項に基づく死亡共済金を支払わないことを不服とする申立があったもの。

<申立人の主張>

共済団体は、申立人に対し交通災害傷害共済契約に基づく死亡共済金 500 万円並びに自動車共済契約の自損事故条項に基づく死亡共済金 1,600 万円および搭乗者傷害条項に基づく死亡共済金 1,000 万円の合計 3,100 万円を支払え、との判断を求める。

- (1) 本件共済事故は平成 23 年 12 月の深夜、事件本人が山間の道路を走行中に欄干のない橋上で右側車輪が橋の右側に脱輪して停止する自損事故が発生し、翌日の朝に当該車両の停止位置の真下から若干離れた場所で当該車両の運転者が倒れているのを付近住民が発見し医師により死亡が確認されたものである。
- (2) 当時の気温はマイナス 2.8℃程度であり、医師の意見書には「死亡の原因は交通事故」、診断書に「交通事故の発生により極度の緊張や恐怖等の精神的負荷及び沢に転落後の寒冷を原要因とする体温の急激な変化に伴う血圧の上昇により心筋梗塞で死亡したと推察される」とある。

車両が転落する危険を感じ車外に出る際に、誤って沢に転落し、寒さにより心筋梗塞を発症し、死亡したのであって、心筋梗塞と上記自損事故には相当因果関係があると認められる。

- (3) 共済団体は「交通事故の受傷の直接の結果として急性心筋梗塞（死亡原因）が起きたとの立証はない」と主張するが、本件共済事故は、平成 19 年 5 月 29 日最高裁判決（夜間高速道路事故の避難中に後続車との事故で死亡し、搭乗者傷害保険金が支払われた）の事件と類似した事故であり、またそのほかの判例からみても本件は支払いがされるべきである。

<共済団体の主張>

申立人の請求を棄却する、との判断を求める。

- (1) 脱輪事故から死亡に至る経過について把握・立証できる証拠は無く、申立人の

主張はすべて推測である。

- (2) 頭部に擦過傷はあったが、車両に頭部打撲の痕跡はなく、事故時に受傷したと判断できない。
- (3) 事件本人は循環器に既往症があり、過去に心筋梗塞を発症し心臓疾患の投薬を受けていたこと、また、事故現場は自宅近くの直線道路で昼間でもほとんど交通がない林道であり、心身とも正常であれば橋の右側で脱輪することは想定しづらいことを踏まえると、事故後に心筋梗塞が発症したのではなく、心筋梗塞が発症したため事故となった可能性が高い。その場合は、自損事故条項の適用はできない。
- (4) 最高裁判例やその他の判例は、それぞれ前提条件が異なり、本件の参考とはならない。

＜裁定の概要＞

審議会は、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議をすすめたが、以下の理由により、裁定手続規則第 28 条に基づき裁定審議を打ち切るべきものと判断した。

- (1) 本件における争点は多岐にわたるが、中心的争点は、交通災害傷害共済契約については「本件事故を直接の原因として死亡したこと」、自動車共済契約の自損事故条項及び搭乗者傷害条項については「本件事故により傷害を被り、その直接の結果として死亡したこと」が認められるか否かである。そして、これらの要件該当性の判断に当たっては、種々の解釈上の論点があるにしても、少なくとも、本件事故と死亡との間に相当因果関係が存すると認められることが前提となると解されるどころ、その点に係る立証責任は、基本的に申立人にある。
- (2) しかるに、本件において当事者双方から提出された書面や証拠資料を総合しても、事件本人が本件車両の運転を開始してから本件事故に至るまでの行動等の事実経過、本件事故発生から死亡に至るまでの動向や時間経過など、上記因果関係を判断するに足りる事実関係について心証を形成することは困難である。例えば、直接的死因(急性心筋梗塞)につながる発作を発症したのが本件事故の前であるか後であるかについても、本件において被申立人から提出された資料によると、事件本人はかつて急性心筋梗塞を発症したことがあるほか、いくつかの循環器系の既往症があることが窺われることにも鑑みると、その認定は困難といわざるを得ない。
- (3) したがって、当審議会としては、現段階においては、上記相当因果関係を肯認することは困難と考えるのであるが、当審議会は裁判外紛争解決機関であり、証人尋問などの強制力を伴う証拠調べをする権限を有しないなど、その事実解明権能には制約が存するところであるから、申立人において上記事実関係につきさら

に立証を尽くそうとするのであれば、それは裁判所における訴訟手続きによることが妥当であると考える。

- (4) なお、本件においては、上記事実関係が立証された上で、なお、各共済事由中の、交通災害傷害共済契約における「直接の原因として」や自動車共済契約における「身体に傷害を被り、その直接の結果として」などの要件該当性の判断に問題が残されるものであることを付言する。
- (5) 以上のとおりであるから、本件については、裁定開始後に裁定手続規則第 16 条第 1 項第十号に規定する事由に該当することが判明したときに該当すると判断し、同第 28 条第 1 項第三号に基づき、裁定審議を打ち切ることとした。